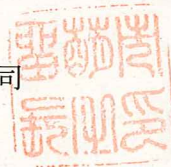


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月20日

留萌市長 中西 俊 司



## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西部地区、東部地区、藤山地区、幌糠地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 西部地区 | 平成31年3月20日 |
| (2) 東部地区 | 平成31年3月20日 |
| (3) 藤山地区 | 平成31年3月20日 |
| (4) 幌糠地区 | 平成31年3月20日 |

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- |          |            |      |
|----------|------------|------|
| (1) 西部地区 | 個人11経営体、法人 | 1経営体 |
| (2) 東部地区 | 個人15経営体、法人 | 2経営体 |
| (3) 藤山地区 | 個人18経営体、法人 | 1経営体 |
| (4) 幌糠地区 | 個人10経営体、法人 | 2経営体 |

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手のメリットを活かすため、農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農業者の高齢化や後継者不足に伴い、遊休農地や耕作放棄地の発生が懸念されていることから、今後は規模拡大により生産性を向上させるとともに、生産費のコストダウンを図る。また、所得向上を図るために6次産業化を進める。

新規就農者の受入を行い、関係団体や研修先農家、指導農業士等と連携を図りながら、積極的に推進する。